

# 対話型AIの業務利用に関するルール

最近、ChatGPT（チャットGPT）などの対話型AIの利用に注目が集まり、業務利用も進んでいます。そこで今回は、対話型AIの業務利用に関するルール作成にあたっての留意点を解説します。

弁護士 田村裕一郎  
弁護士 古田裕子

### 掲載テーマ

- 8月号 拘束時間延長に関する労使協定
- 9月号 専門業務型裁量労働制の適用に関する同意書
- 10月号 リスキリングに関する規程
- 11月号 労働条件通知書（改正対応）
- 12月号 対話型AIの業務利用に関するルール
- 1月号 病気特別休暇制度

## 1 対話型AIとは

対話型AIとは、利用者が質問や指示を入力すると、それに対する回答を生成して、人との対話のような形で応答するAIです。

生成AI（入力に対し、画像やテキストを生成するAI）の1つの形態であり、有名なものとしては、チャットGPT（オープンAI）や、 Bard（グーグル）等があります。

ビジネス向けの文体での文章作成や、多言語への翻訳、簡単なプログラム の作成等もできるため、業務への活用の可能性に注目が集

まっています。

他方、対話型AIの利用の際にはさまざまなリスクもあります。

- ① ハルシネーションリスク（もつともらしい虚偽の情報を生成するリスク）
- ② 個人情報や企業秘密を漏洩するリスク
- ③ 著作権侵害のリスク等があります。

そのため、対話型AIを業務利用するにあたっては、これらのリスクに配慮したルールを定めるべきと考えます。

なお、ルールの定め方はさまざまな形があり、対話型AIの進歩

や規制に関する議論等に応じて変更すべきと考えます。

## 2 ルール作成にあたっての留意点

(1) 利用できる対話型AI（第1条）

対話型AIのなかには、利用規約においてAI生成物の商用利用を認めていないものもあります。そのため、本書式例では、業務利用を認める対話型AIを限定して列挙する形としています。

ただし、対話型AIについては新しいものが次々と開発されている状況でもあるため、列挙されていない対話型AIの利用について

は、承認制としています。

(2) 入力禁止情報（第2条）

個人情報については、個人情報保護委員会が「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等」において、生成AIサービスに個人情報や個人データを含むプロンプト（生成AIへの指示等）を入力する場合について、

① 個人情報の利用目的の範囲内かを確認すること

② 個人データを機械学習に利用しないこと等を十分に確認すること（本人の同意なく個人データを含むプロンプトを入力すると法違反になる可能性がある）等を注意点として示しています。

## 対話型AIの業務利用に関するルール

第1条 従業員は、次に定める対話型AIを、業務に利用することができる。

- (1) ChatGPT
- (2) 略

2 従業員は前項各号以外の対話型AIを業務に利用することを希望する場合、〇〇部に申請し、承認を得る必要がある。

第2条 従業員は、対話型AIを業務に利用する場合、次に定める情報をプロンプト（対話型AIへの指示等）に入力してはならない。

- (1) 個人情報
- (2) 企業秘密（情報取扱規程第〇条に定める情報および当社が秘密保持義務を負う情報）
- (3) 略

第3条 従業員は、対話型AIを業務に利用する場合において、プロンプトおよび対話型AIの生成物（以下「AI生成物」という）を学習に利用されない設定にすることが可能である場合、その設定を選択する必要がある。

第4条 従業員は、AI生成物と既存著作物の類似性等を検討し、類似等している可能性がある場合、AI生成物の利用について、〇〇部に相談するものとする。

第5条 従業員は、AI生成物を業務に利用するにあたっては、虚偽の内容が含まれていないかを慎重に検証する必要がある。

略

個人情報以外にも、自社の企業秘密や、当社が秘密保持義務を負っている他社の情報等も、漏洩すると問題となります。

対話型AIは、入力した情報を、他の質問の回答に利用するこ

とも多いため、本書式例では、漏洩すると問題となる情報については、入力自体を禁止しています。

(3) 学習に利用されない設定（第3条）

対話型AIサービスのなかに

は、入力した情報がAI自体の学習に利用されない設定とすることが可能なものもあります（たとえば、チャットGPT等）。

前述のとおり、本書式例では、漏洩すると問題となる情報を対話

型AIに入力することを禁止していますが、それに従業員が違反した場合に備えて、入力した情報を学習に利用されない設定とすることも求めています。

(4) 著作権侵害のリスク（第4条）

対話型AIは、インターネット上の情報を大量に機械学習しています。そのため、対話型AIの生成物が、既存著作物に①類似もしくは②依拠していると認められる場合、当該AI生成物を利用することで、既存著作物の著作権等を侵害する可能性があります。

どのような場合に類似あるいは依拠していると判断されるかについては、文化庁において今後議論される予定です。既存著作物の著作権等を侵害する可能性のあるAI生成物を利用するにはリスクがあるため、本書式例ではリスクがある場合、相談する体制としています。

(5) ハルシネーションリスク（第5条）

対話型AIの回答には、虚偽の内容が含まれている可能性が常にあります。

そのため、AI生成物を利用するにあたっては、内容について検証することを定めています。

たむら ゆういちろう 多湖・岩田・田村法律事務所弁護士。YouTubeにて「弁護士田村裕一郎チャンネル」を運営。  
ふるた ひろこ 多湖・岩田・田村法律事務所弁護士。